

国民の保護に関する基本指針及び 都道府県の国民保護計画の変更

平成28年3月22日の閣議において、国民の保護に関する基本指針の変更を決定するとともに、岩手県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定。

- ・ 政府においては、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護に関する施策を効果的に実施するため、関係省庁の所管法令、制度の改正等を国民の保護に関する基本指針に適時適切に反映させることとしている。
 - ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。今般、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正等に伴う所要の変更を行うため、基本指針の変更の閣議決定を行った。
- ※ 本件は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行等に伴う既往の閣議決定の整理について」の一部として閣議決定されたものであり、平成28年3月29日に施行される。
- ・ また、都道府県は、国民保護計画の変更にあたっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。
 - ・ 今般、岩手県から、計画の変更に関する内閣総理大臣協議の申し出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

国民の保護に関する基本指針及び 都道府県の国民保護計画の変更概要

1 基本指針の変更

- (1) 平和安全法制整備法の施行による事態対処法の改正に伴う用語の整理
- (2) 防災基本計画の修正（平成28年2月）に伴う用語の整理

2 岩手県国民保護計画の変更

対策本部における職員の参集基準及び配備体制の変更